

第3章 計画の概要

1 基本理念

あらゆる人が仕事、家庭、地域社会などあらゆる分野で、認め合い、責任を分かち合う豊かで安心できる男女共同参画社会の実現

本市では、第2次計画まで上記を基本理念とし、実現に向けて、施策を展開してきました。

第2次計画に登載された施策や事業については、概ね実施することができ、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識などについては、改善がみられております。しかし、依然として実際の家事の多くを担っているのは女性であるという現状があります。そういった現状の解消や少子高齢化の進展など社会情勢の急激な変化に対応するために、引き続き上記の基本理念のもと施策や事業を展開していく必要があります。

2 基本目標

【基本目標1 男女共同参画の実現をめざす意識づくり】

男女共同参画社会の形成のためには、一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めること、固定的な性別役割分担意識を取り除くこと、すべての人があらゆる分野で性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会をつくる必要があります。

以上のことを、学校教育や社会教育など様々な機会を通じた意識啓発や学習機会の充実に引き続き取り組んでいく必要があります。

【基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり】

人口減少社会を迎え、老年人口の増加、生産年齢人口の減少など、我が国の社会構造が大きく変化しています。この中で、働く場などのあらゆる分野における女性の活躍は、これまで以上に不可欠なものと言えます。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、男女がそれぞれの能力を発揮し、仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい環境づくりと併せて、協働のまちづくりに向けて女性が政策、方針決定の場に参画できることや、結婚、出産などのライフステージに応じた働き方を選択できることなど、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。

【基本目標3 安心して暮らせる社会の実現】

男女が互いの身体の特徴を理解しながら心身ともに健康でいきいきと生活していくことが、男女共同参画社会を実現するために重要なことです。

ライフステージを通じて必要な知識や情報を提供し、健康維持のための適切な指導や医療サ

ービスを受けられる環境の充実など継続して支援を図ります。

また、ドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）や性犯罪、セクハラ、パワハラをはじめとする様々なハラスメントなどの暴力は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、男女問わず、いかなる場合にも決して許されるものではありません。暴力を容認しないという意識の徹底と被害の防止、被害者の安全確保を図ります。

※「ドメスティックバイオレンス」

「ドメスティックバイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。

この計画では、「家族、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことを指します。DVには、身体的暴力（殴る・凶器を用いた脅し）、精神的暴力（暴言・無視）、経済的な制限（生活費をわたさない・仕事の制限）、性的な暴力（性行為や中絶の強要）などの行為があります。

3 計画の体系

